

岩手県告示第366号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第613号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和3年4月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市地内
- 2 実施した期間 令和2年9月23日から令和3年3月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量、水準測量、地形測量及び路線測量